



現行計画等について



尼崎市総合計画について

計画期間：平成25年度から令和4年度まで（10年間）

ありたいまち

平成25年度（2013年度）から当面の10年間、尼崎市として実現に向けて取り組んでいく、市民、事業者と行政とで共有していきたい「ありたいまち」の姿です。

「ありたいまち」と16施策の関係（右図）について

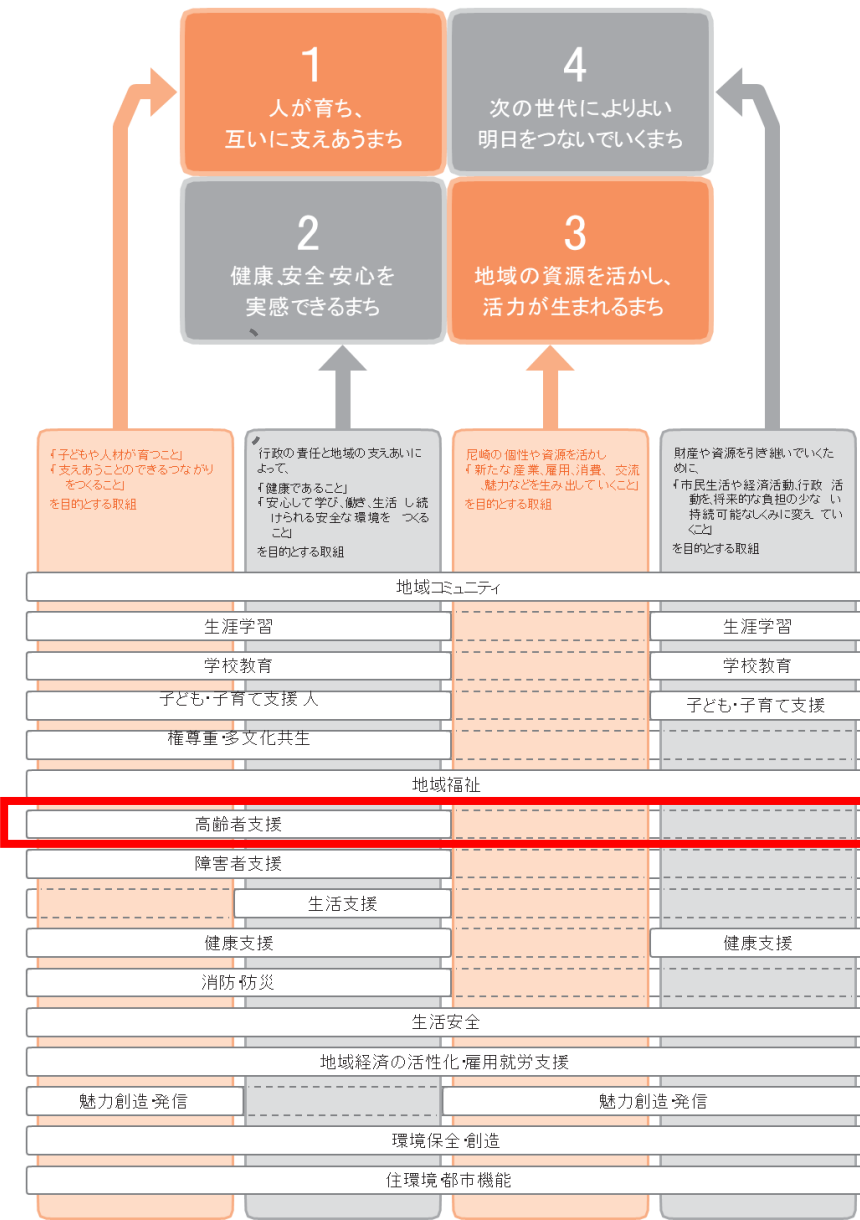
各施策が「どの『ありたいまち』に貢献できるのか」という視点からありたいまちごとに関係する施策を示したものが「施策体系マトリックス」です。

施策7 高齢者支援 は

- 1 人が育ち、互いに支えあうまち
- 2 健康、安全・安心を実感できるまち

に貢献できる施策として位置付けられています。

【施策体系マトリックス(ありたいまちと各施策の関係)】



あまがさきし地域福祉計画について

計画期間：平成29年度から令和3年度まで（5年間）

尼崎市総合計画

あまがさきし地域福祉計画（理念等の共有）

尼崎市障害者計画
障害福祉計画

尼崎市高齢者保健福祉計画
介護保険事業計画

尼崎市子ども・子育て支援事業
計画

尼崎市次世代育成支援対策推進
行動計画

尼崎市住宅マスタープラン
尼崎市地域防災計画
尼崎市男女共同参画計画
人権教育・啓発推進基本計画
尼崎市教育振興基本計画
尼崎市DV対策基本計画
地域いきいき健康プランあまが
さき（尼崎市地域保健医療計画）

福祉分野別計画

関連計画

基本理念

誰もがその人らしく安心して暮らせる地域福祉社会の実現を目指して

基本目標

「支え合い」を育む人づくり

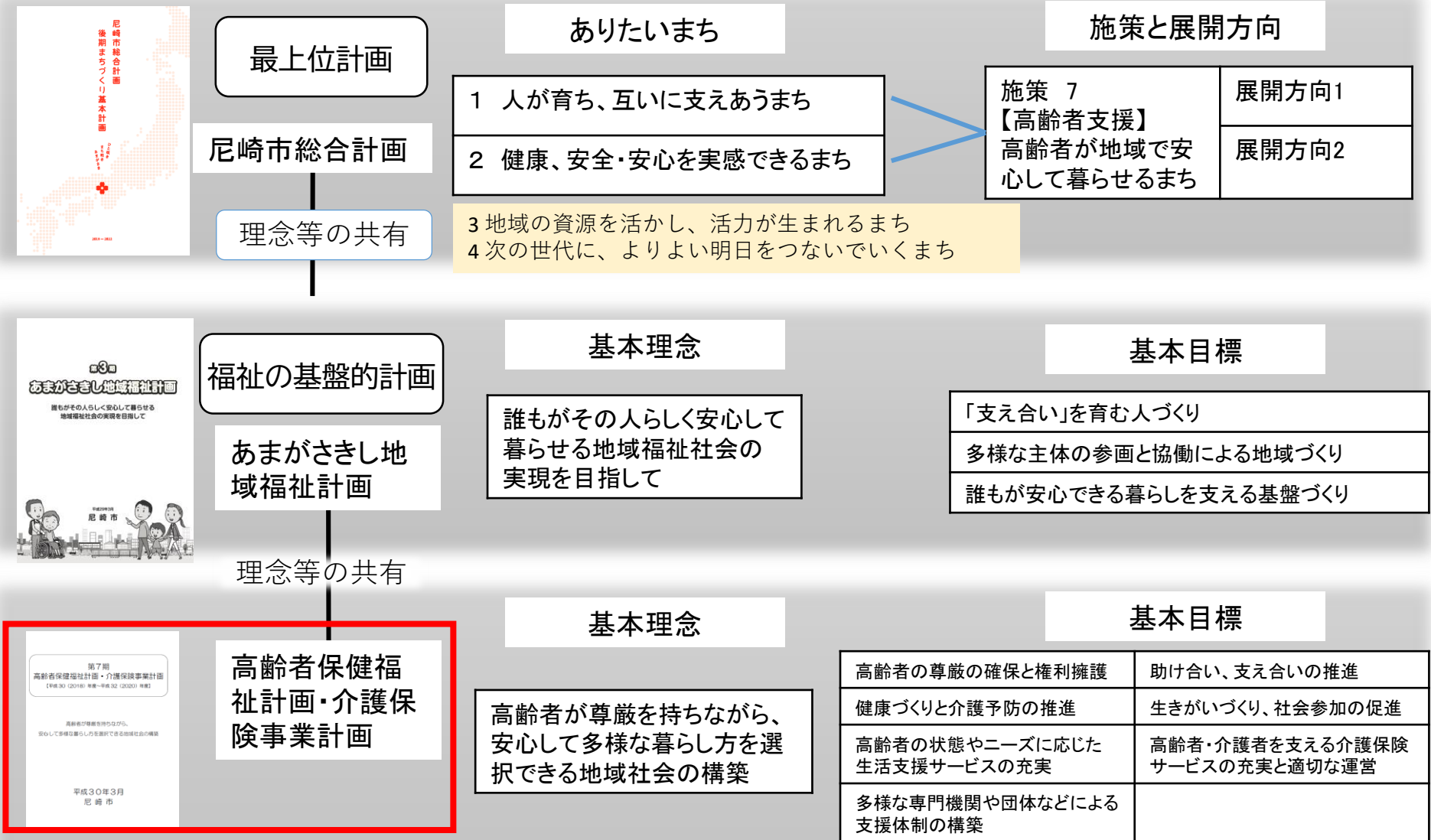
多様な主体の参画と協働による地域づくり

誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

【平成30年4月社会福祉法改正 内容】

地域福祉計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、いわば福祉分野の「上位計画」であり、老人福祉計画、介護保険事業計画・・・（中略）との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定される必要がある。

現行の計画体系 (抜粋)



最上位計画である「尼崎市総合計画」や福祉の基盤的計画である「あまがさきし地域福祉計画」において目指すまちの姿は当計画においてもその方向性は同じものでなくてはならず、まちづくりの達成状況も各計画の達成状況と符合していかなければなりません。

第7期計画における7つの基本目標と6つの重点取組・進捗評価

第7期計画では、7つの基本目標と、基本目標をたすき掛け・フリーハンド的にまとめた6つの重点取組を設定しました。

基本目標＝2025年までの目標

重点取組＝第7期の具体的取組

基本理念	基本目標	施策の展開	重点取組	
高齢者が尊厳を持ちながら、安心して多様な暮らし方を選択できる地域社会の構築	基本目標1 高齢者の尊厳の確保と権利擁護	(1) 自己決定権の尊重と権利擁護の推進	1 介護予防・重度化防止への取組	
		(2) 認知症の人と家族の支援施策の推進		
	基本目標2 健康づくりと介護予防の推進	(1) 生活習慣の改善と疾病予防、健康増進		2 認知症に対する取組
		(2) 介護予防施策の推進		
		(3) 重度化防止施策の推進		
	基本目標3 高齢者の状態やニーズに応じた生活支援サービスの充実	(1) 多様な高齢者福祉サービスの利用促進		3 医療・介護連携に関する取組
		(2) 在宅生活への支援の充実		
		(3) 在宅を支える施設サービスの確保(介護保険事業以外の施設)		
		(4) 高齢者にやさしい住宅の整備促進		
	基本目標4 多様な専門機関や団体などによる支援体制の構築	(1) 地域包括支援センターによる高齢者支援の推進	4 高齢者支援の相談窓口における対応力強化の取組	
		(2) 保健・医療・介護・福祉等の連携の推進		
		(3) 民間団体等との協働の推進		
	基本目標5 助け合い、支え合いの推進	(1) 生活支援サービス体制整備の推進	5 助け合い、支え合いへの取組	
		(2) 地域における高齢者の見守り活動の推進		
		(3) 地域の福祉力を高める活動の促進		
		(4) ボランティア活動等の促進		
	基本目標6 生きがいつくり、社会参加の促進	(1) 高齢者の経験・知識・技能の発揮	6 担い手づくりの推進	
		(2) 生きがいつくりへの支援		
	基本目標7 高齢者・介護者を支える介護保険サービスの充実と適切な運営	(1) 介護保険サービスの充実と質の向上		
		(2) 介護給付適正化に向けた取組の推進		
		(3) 被保険者等への支援の充実		

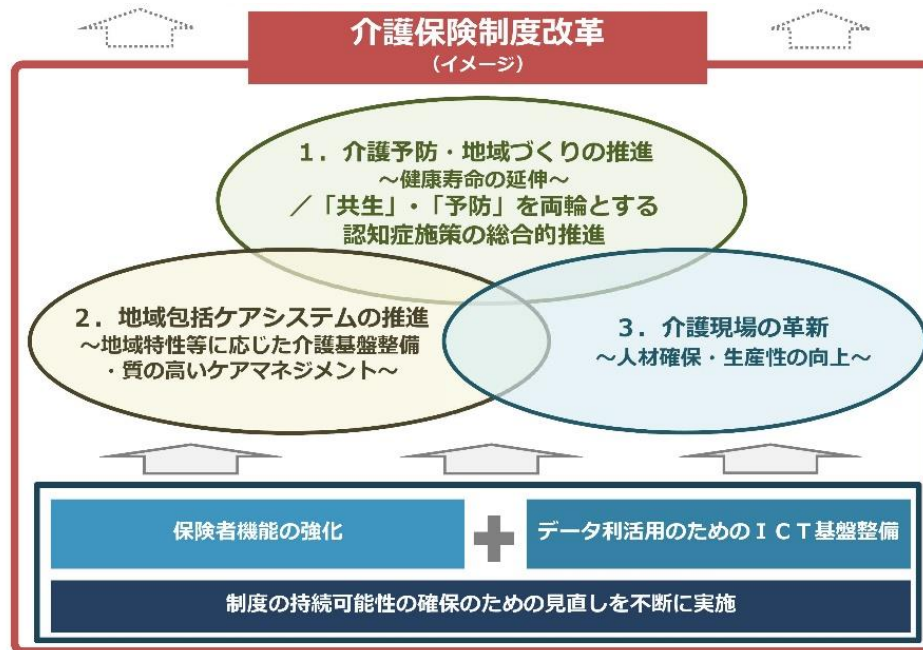
第7期計画の進捗評価は、この「重点取組」について行ってきましたが、重点取組と基本目標が複雑に交差しているため、基本目標の達成度合いを測ることが難しいといった計画を運営していくうえでの課題が生じています。



第8期計画の骨子について



地域共生社会の実現と2040年への備え



第8期基本指針 (案)

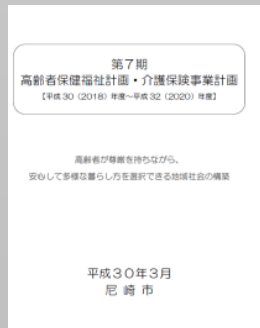
- ・ 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- ・ 地域共生社会の実現
- ・ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
- ・ 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- ・ 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
- ・ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

第8期計画の骨格（案）

第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

第8期基本指針 （案）

- ・ 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- ・ 地域共生社会の実現
- ・ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
- ・ 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- ・ 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
- ・ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化



第7期高齢者保健福祉計 画・介護保険事業計画

理念等の共有



留意点

- ・ 尼崎市総合計画・あまがさきし地域福祉計画との理念等の共有
 - ☑ 目指すまちの姿の共有（展開方向を新たに設定）
 - ☑ 進捗評価の共有（総合計画の進捗管理を行う「施策評価」と連動）
- ・ 第7期計画をベースにしつつ、重点取組は見直し

第8期計画の基本構成（案）

尼崎市総合計画

第8期計画(案)

ありたいまち 施策7 高齢者支援	展開方向1 高齢者自らが介護予防に努めながら、積極的に地域とかかわれるよう支援します。	基本理念	展開方向1 高齢者自らが介護予防に努めながら、積極的に地域とかかわれるよう支援します。	基本目標2 健康づくりと介護予防の推進	※第7期計画の基本目標を継承
	展開方向2 福祉サービスの充実と、地域の支え合いや相談支援の基盤づくりを進めます。		展開方向2 福祉サービスの充実と、地域の支え合いや相談支援の基盤づくりを進めます。	基本目標5 助け合い、支え合いの推進	
				基本目標6 生きがいつくり、社会参加の促進	
				基本目標1 高齢者の尊厳の確保と権利擁護	
あまがさきし地域福祉計画の基本理念・3つの基本目標とも符合		展開方向2はボリュームが大きい ため、更に分割することも想定		基本目標3 高齢者の状態やニーズに応じた生活支援サービスの充実	
				基本目標4 多様な専門機関や団体などによる支援体制の構築	
				基本目標7 高齢者・介護者を支える介護保険サービスの充実と適切な運営	

第8期計画の構成 (案)

第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の構成について (案)

第7期計画 (現計画)		次期計画の作成にあたっての視点	第8期計画 (次期計画)	
目次	ページ		計画本編	第7期 (ページ)
第1部 総論		【Ⅰ 総合計画等との連携】	1 ページ目 表紙	29
第1章 計画策定の趣旨	1		基本理念	29
1 計画策定の背景と趣旨	1	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、尼崎市の最上位計画である「総合計画」の部門別計画の位置づけとされており、総合計画で示される施策展開の方向性を当計画では実行計画として施策に結びつけていく必要があります。 また、総合計画の施策展開に沿って当計画の基本目標を再編し、進捗管理において施策評価と運動するなど整合性を図るとともに、福祉分野の基盤的計画である「あまがさき地域福祉計画」との整合性も十分に図る中で計画を策定します。	2~5 ページ目 高齢者の状況・2040年までの将来推計・計画の位置づけ	6~28
2 計画の位置づけ及び目的	2		高齢者人口 (これまでの状況)	
3 法令等の根拠	3		高齢者人口 (推計)	
4 計画の期間	3		健康寿命・平均寿命	
5 計画の策定のプロセス	3		介護(予防)給付費	
6 計画の進行管理及び推進	5		保険料	
第2章 高齢者等の状況	6	【Ⅲ 計画冊子のコンパクト化】	6 ページ目 計画の位置づけ等	1~4
1 人口の推移	6		計画の位置づけ(法的根拠)	
2 要支援・要介護認定者の状況	9		計画の期間	
3 高齢者のいる世帯の状況	12		7 ページ目 取組の視点 (地域福祉計画がモチーフ)	- (新)
4 高齢者の疾病状況	15			
5 高齢者のいる世帯の住居の状況	17			
6 高齢者の就業状況	20			
第3章 平成37年(2025年)の将来推計	21		8 ページ目 展開方向・基本目標と取組の方向性	
1 高齢者人口及び高齢化率の推計	21	※ 資料2-1	展開方向1	
2 要支援・要介護認定者の推計	22		目標	29~88
3 認知症の人の推計	23		目標	
4 介護(予防)給付費の推計	24		目標	
5 保険料の推計	25		取組の方向性(※イメージ (旧 重点取組事項))	89~98
第4章 計画の基本理念と基本目標			9 ページ目 取組に係る指標	99~102
1 計画の基本理念	29	当計画を、活発に地域活動に取り組んでおられる方	・取組の方向性に対する評価指標	
2 計画の基本目標	29	や事業者の方のみならず、高齢者はもとより、家族や	10 ページ目 介護給付サービスの見込み	108~118
3 施策の体系	30	学生など様々な方に手に取ってもらって、全部読んで	11 ページ目 施設サービスの整備目標	
4 本市の地域包括ケアとは	34	みようかと思ってもらえる冊子づくりを目指します。	12 ページ目 市町村特別給付・保健福祉事業	120
		その一環として、他市の例にあるように、計画に愛称	(実施する場合に記載) ※要検討	
		(例:いきいき長寿プラン)を設定し、設定にあたって	13 ページ目 第8期計画における介護保険料	127
		は、市民の方に愛称を公募します。	14 ページ目 計画の進捗管理	5
			PDCAの方法について	
第2部 施策の展開			資料編	(ページ)
第1章 高齢者の尊厳の確保と権利擁護	37		I 計画策定の背景・位置づけ・目的等	1~5
第2章 健康づくりと介護予防の推進	45		II 高齢者等の状況	6~28
第3章 高齢者の状態やニーズに応じた生活支援サービスの充実	52		1 人口の推移	
第4章 多様な専門機関や団体による支援体制の構築	59		2 要支援・要介護認定者の状況	
第5章 助け合い、支え合いの推進	68		3 高齢者のいる世帯の状況 等	
第6章 生きがいづくり、社会参加の促進	76		III 高齢者ニーズ調査等の調査結果について	-
第7章 高齢者・介護者を支える介護保険サービスの充実と適切な運営	81		IV 計画における取組の推進について	-
			基本目標と施策体系 (事業のぶら下りの位置づけ)	
第8章 第7期計画における重点的な取組	89		現状と課題・今後の取組 (計画PDCA)	29~102
			V 介護保険事業量及び事業費等	103~130
第3部 介護保険事業の今後の見込み			介護保険法の改正・日常生活圏域 等	
第1章 介護保険事業の現状と将来見込み	103		VI 計画策定経過 等	131~150
1 介護保険法の改正	103		諮問書・答申書	
2 被保険者	104		社会保障審議会 審議経過・委員名簿	
3 要支援・要介護認定者数の推計	105		用語解説	
第2章 介護保険事業量及び事業費等	106			
1 日常生活圏域	106			
2 介護給付サービスの取組の方向	108			
3 予防給付サービスの取組の方向	110			
4 介護給付・予防給付サービスの見込み量の確保のための方策	111			
5 介護サービス基盤の整備目標	112			
6 地域支援事業の見込み及び費用額	119			
7 市町村特別給付・保健福祉事業	120			
8 介護保険財政	121			
資料(諮問書等)	131			

計画策定部会のスケジュール（案）6月時点

社保審委員による議論・意見集約の必要性が高いもの

- ①人口推移、生活様式の多様化や ②介護保険 制度・市の財政の持続可能性の確保 を見据えた、今後の高齢者施策の展開の方向性の議論
 - ↳ 介護予防・認知症施策など第8期の核となる取組 と 老人福祉センターをはじめとする事業の見直し
 - ↳ 保健福祉事業の実施（保険料上昇のデメリットを考慮しても行うかどうかの議論） ※家族介護用品の見直しや認知症個賠 等
- ②介護保険 料の設定
 - ↳ 基金積み立て・取り崩し の考え方の議論
- ③施設整備計画
 - ↳ 施設整備（特養等）について、高齢者人口の減少（2040以降）も見据えた施設計画

開催時期 (予定)	会議名称	主な内容
5月	事前照会（文書のやりとり）	●介護人材実態調査の実施について
6月上旬	資料送付	●計画策定のポイント（国会議資料） ●在宅介護実態調査結果（速報版）・高齢者利用意向調査結果（速報版）
6月下旬	第1回 計画策定部会 WEB r 会議	●第7期計画のPDCA（案）（各種施策の進捗・課題抽出等（2力年決算）） ●計画の基本構成・基本目標（案） ●2025年・2040年の将来推計（暫定）
7月下旬	第1回 高齢者保健福祉専門分科会	●第7期計画のPDCA ●第8期計画の策定状況等
7月下旬	第2回 計画策定部会	●在宅介護実態調査結果（確定版）・高齢者利用意向調査結果（確定版）の報告 ●介護人材実態調査結果（速報版）の報告 ○ヒアリング実施方法等について ●基本目標の設定・施策の展開と指標設定について（案）
7月中旬～8月	関係団体ヒアリング ※前回/回	【予定団体（第7期計画実施団体）】 ・社会福祉協議会 ・民生児童委員 ・特養施設長会及び地域包括C運営者 ・地域包括C職員（管理者等） ・居宅介護支援事業連絡会 ・ケアマネジャー協会 ・地域密着型サービス事業者
8月下旬	第3回 計画策定部会	●介護人材実態調査結果の報告（確定版） ●施策の展開と指標設定について（継続） ●施設・地域密着整備について ●2025年・2040年の将来推計（確定）
10月中旬	第4回 計画策定部会	●高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）について（施策の展開（確定）・保険料（案）・サービス見込み量（案））（パブリックコメント向け）
10月下旬	第2回 高齢者保健福祉専門分科会	●高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）について（パブリックコメント向け）
1月中旬	第3回 高齢者保健福祉専門分科会	●パブコメ結果の報告 ●高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の答申

第7期計画（現計画）	次期計画の作成にあたっての視点	第8期計画（次期計画）	第7期 （ページ）
目次		計画本編	
第1部 総論		1 ページ目 表紙	
第1章 計画策定の趣旨	【 I 総合計画等との連携 】	基本理念	資料2-2
1 計画策定の背景と趣旨	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、尼崎市の最上位計画である「総合計画」の部門別計画の位置づけとされており、総合計画で示される施策展開の方向性を当計画では実行計画として施策に結びつけていく必要があります。	基本理念の説明	29
2 計画の位置づけ及び目的	また、総合計画の施策展開に沿って当計画の基本目標を再編し、進捗管理において施策評価と連動するなど整合性を図るとともに、福祉分野の基盤的計画である「あまがさき地域福祉計画」との整合性も十分に図る中で計画を策定します。	2～5 ページ目 高齢者の状況・2040年までの将来推計・計画の位置づけ	
3 法令等の根拠		高齢者人口（これまでの状況）	6～28
4 計画の期間		高齢者人口（推計）	
5 計画の策定のプロセス		健康寿命・平均寿命	
6 計画の進行管理及び推進		介護（予防）給付費	
		保険料	
第2章 高齢者等の状況		6ページ目 計画の位置づけ等	
1 人口の推移		計画の位置づけ（法的根拠）	1～4
2 要支援・要介護認定者の状況		計画の期間	
3 高齢者のいる世帯の状況		7 ページ目 取組の視点（地域福祉計画がモチーフ）	
4 高齢者の疾病状況			資料2-2
5 高齢者のいる世帯の住居の状況			- （新）
6 高齢者の就業状況			
第3章 平成37年（2025年）の将来推計		8 ページ目 展開方向・基本目標と取組の方向性	
1 高齢者人口及び高齢化率の推計		展開方向1	資料2-2
2 要支援・要介護認定者の推計		・基本目標	
3 認知症の人の推計		展開方向2	29～88
4 介護（予防）給付費の推計		・基本目標	
5 保険料の推計		取組の方向性（※イメージ（旧 重点取組事項））	89～98
第4章 計画の基本理念と基本目標	当計画を、活発に地域活動に取り組んでおられる方や事業者の方のみならず、高齢者はもとより、家族や学生など様々な方に手に取ってもらって、全部読んでみようかと思ってもらえる冊子づくりを目指します。	・（介護予防・重度化防止への取組）	
1 計画の基本理念	その一環として、他市の例にあるように、計画に愛称（例：いきいき長寿プラン）を設定し、設定にあたっては、市民の方に愛称を公募します。	・（認知症に対する取組）	
2 計画の基本目標		・（医療・介護連携に関する取組）	
3 施策の体系		・（高齢者支援の相談窓口における対応力強化の取組）	
4 本市の地域包括ケアとは		・（助け合い、支え合いへの取組）	
		・（担い手づくりの推進）	
第2部 施策の展開		9 ページ目 取組に係る指標	
第1章 高齢者の尊厳の確保と権利擁護		・取組の方向性に対する評価指標	99～102
第2章 健康づくりと介護予防の推進		10 ページ目 介護給付サービスの見込み	108～118
第3章 高齢者の状態やニーズに応じた生活支援サービスの充実		11 ページ目 施設サービスの整備目標	
第4章 多様な専門機関や団体による支援体制の構築		12 ページ目 市町村特別給付・保健福祉事業	120
第5章 助け合い、支え合いの推進		（実施する場合に記載）※要検討	
第6章 生きがいづくり、社会参加の促進		13 ページ目 第8期計画における介護保険料	127
第7章 高齢者・介護者を支える介護保険サービスの充実と適切な運営		14 ページ目 計画の進捗管理	5
第8章 第7期計画における重点的な取組		PDCAの方法について	
第3部 介護保険事業の今後の見込み		資料編	
第1章 介護保険事業の現状と将来見込み		I 計画策定の背景・位置づけ・目的等	1～5
1 介護保険法の改正		II 高齢者等の状況	6～28
2 被保険者		1 人口の推移	
3 要支援・要介護認定者数の推計		2 要支援・要介護認定者の状況	
第2章 介護保険事業量及び事業費等		3 高齢者のいる世帯の状況 等	
1 日常生活圏域		III 高齢者ニーズ調査等の調査結果について	-
2 介護給付サービスの取組の方向		IV 計画における取組の推進について	
3 予防給付サービスの取組の方向		基本目標と施策体系（事業のぶら下りの位置づけ）	-
4 介護給付・予防給付サービスの見込み量の確保のための方策		現状と課題・今後の取組（計画PDCA）	
5 介護サービス基盤の整備目標		V 介護保険事業量及び事業費等	29～102
6 地域支援事業の見込み及び費用額		介護保険法の改正・日常生活圏域 等	
7 市町村特別給付・保健福祉事業		VI 計画策定経過 等	103～130
8 介護保険財政		諮問書・答申書	
資料（諮問書等）		社会保障審議会 審議経過・委員名簿	
		用語解説	
			131～150

第7期計画

【基本理念】

高齢者が尊厳を持ちながら、安心して多様な暮らし方を選択できる地域社会の構築

- 第3期計画（H18～）から上記基本理念を継承しています。（第1期・2期は基本理念自体設けていない）

【基本理念の説明】

第6期計画は、団塊の世代が後期高齢期を迎える平成37年（2025年）に向けて、地域包括ケアシステムを構築していくための最初の計画として位置づけられました。

地域包括ケアシステムとは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制を指しますが、こうした地域社会づくりは、一朝一夕に実現できるものではなく、平成37年（2025年）までの各計画期間を通じて段階的に構築していかなければなりません。

国は、第7期計画の策定にあたり、今後高齢化が進展していく中において、この地域包括ケアシステムの理念を堅持しつつ、さらに深化・推進していくことが重要であるとしています。

第6期計画期間中、本市では、高齢者の生活支援をはじめ、介護予防や認知症施策、医療と介護の連携などの様々な施策を展開し、地域包括ケアシステムの構築に取り組んできました。特に、地域包括ケアシステムの基盤となる地域づくりでは、本市の特徴でもある自治会機能を併せ持った市社会福祉協議会をはじめとした多様な主体による高齢者の見守りや福祉コミュニティづくり、地域生活を支える体制づくりなどが着実に進む一方、それらの活動を支える新たな担い手づくりや、地域資源の有効活用、さらには高齢者の尊厳確保や看取りといった人生の最終段階における支援のあり方など、多くの課題も残されています。

そうした中で、今後、本市の地域包括ケアシステムの機能をより一層高め、高齢者支援の充実を図っていくためには、本市の高齢者を取り巻く実情や地域特性等を的確に把握し、行政をはじめ、多様な専門機関や地域団体、事業者、さらに市民が共通の目標を認識しつつ、行政による総合調整のもとでこれまで以上にそれぞれが主体的に関わり、連携、協働しながら必要な取組を進めていかなければなりません。

そのため、本計画では平成37年に向けた地域包括ケアシステムの構築にあたって、第6期計画で定めた基本理念である「高齢者が尊厳を持ちながら、安心して多様な暮らし方を選択できる地域社会の構築」を引き続き本計画における基本理念として継承しつつ、本市の地域包括ケアシステムの機能をより高めるため、7つの基本目標を新たに設定するとともに、この基本目標の実現に向けて、本計画期間中における各施策・事業の展開と重点的な取組項目を定め、計画を推進していきます。

（約1,600文字）

第8期計画

【基本理念】 …表紙に掲載

- 総合計画の「ありたいまち」
- ・人が育ち、互いに支えあうまち
 - ・健康、安全・安心を実感できるまち
- の目指す方向性と合致することが望ましいと考えます。
- 地域共生社会の実現 に向けた取組にあたっては、あまがさきし地域福祉計画の目指す方向性とも合致する必要があります。
- 第3期計画（H18）から文言を変更しておりませんが、その間、「地域包括ケアシステム」や「地域共生社会」といった考え方が強調されるようになっており、広く浸透させていく必要があります。
- こうしたことから、地域包括ケアシステムを基盤とした地域共生社会の実現 が基本理念の文言からイメージできることが望ましいと考えます。

イメージ

高齢者が尊厳を持ちながら、いつまでも生きがいや役割がある中で安心していきいきと暮らせるまち

【基本理念の説明】 …表紙に掲載 （300文字程度）

- 計画の顔ともなる基本理念の説明については、表紙に掲載することが望ましいと考えます。
- 一方、計画を「親しみやすいもの」にするためには、表紙が文字で溢れていると「親しみにくい」と感じてしまう人もいるかもしれません。
- 日本人の平均的な読む速度は「1分間に400～600文字」と言われています。300文字は、早い人は30秒、ゆっくり読む人でも1分間で読める程度です。
- なお、左記記載の、第6期計画からの流れや国の説明等については、「計画策定の背景と趣旨（第7期P.1）」と統合し、第8期では資料編に掲載するなどの工夫も考えられます。

【取組を進めるための視点】

- (第7期では位置づけなし)

☑ 福祉の基盤的計画である、「あまがさきし地域福祉計画」において「計画の取組を進めるための視点」がわかりやすく整理されているところです。
地域福祉計画との整合性を図るため、地域福祉計画を基に、第8期計画における「取組を進めるための視点」を追加してはどうかと考えます。

【取組を進めるための視点】…P.7に掲載

【参考 あまがさきし地域福祉計画】

○ 市民(当事者)主体の視点

全ての市民は、支援する側、支援を受ける側の双方の面をもっているため、みんながまちづくりの当事者として考え、行動することで、安心して暮らせる社会の実現につながります。
尼崎市では、地域の特性に応じた身近な交流の場を通して、気軽に地域の課題を話し合い、それをきっかけに地域住民が主体的に考え、活動が行われています。
こうした身近な地域の課題等についての話し合いや学びを通して、全ての市民が地域社会への関心を持ち、まちづくりの当事者として主体的に地域福祉活動に参画していくことを推進します。

○ 情報共有と参画・協働の視点

市民のまちづくりへの関心が高まり、主体的な参画が進んでいくためには身近な地域の課題を共有するとともに、多様な地域活動の主体が地域において活動しやすいように情報の共有が必要となります。そういった仕組みづくりとあわせて、行政の持つ様々な情報が、必要に応じて本人等の同意を得ながら提供されるよう取り組みます。
また、単独では解決できない課題の解決や、新たなまちづくりの取り組みが生まれるなど相乗効果が見込まれるため、多様な主体が社会や地域の一員として、また、まちづくりの当事者として対等な立場で参画し、適切な役割分担のもとで協働することを推進します。

○ 総合化・効率化の視点

地域における課題は、公的なサービスだけではきめ細やかな対応が難しいため、公的サービスの総合的な提供に合わせて、地域の様々な力を活かした取り組みが求められます。
また、行政の各分野において様々な課題に対応するための多様な会議体が設置され、目的、構成員が類似、重複するなど縦割りによる非効率化が課題となっています。限られた資源を有効に活用し、多様なニーズに応えた質の高いサービスを包括的に提供するためにも、各分野の重複するような内容を可能な限り総合化して取り組みの効率化に努めます。

○ 予防と早期把握の視点

地域の生活福祉課題の解決には、課題が複雑化、深刻化する前のできるだけ早い段階で、適切な支援につなげることが大切です。そのために、行政が持つ様々な情報を活用して、課題を抱える方を適切に把握するよう取り組むほか、市民からの相談に対しては表面化している課題に対応するだけでなく、潜在化している課題を把握し、情報提供や適切な支援につなぐことに努めます。
また、地域の個別課題は行政では把握が難しいこともあり、地域社会が個別課題を地域全体の課題として捉え、その発生を予防し対処していく取り組みを支援します。

【展開方向】

- (第7期では位置づけなし)

【基本目標】

基本目標1

高齢者の尊厳の確保と権利擁護

- 第8期では 展開方向2に位置付け

高齢化の進展に伴い、今後も介護や支援を必要とする高齢者の増加が見込まれる中で、よりきめ細やかな支援が必要な介護度の重い高齢者や認知症を有する高齢者が増えていくことが予測されます。

介護度が重い状態や認知症を有する状態、さらには人生の最終段階になっても、高齢者一人ひとりの尊厳がいつまでも保たれなければなりません。

そのため、すべての高齢者の意思を尊重し、本人の意思決定の能力を踏まえつつ、必要なサービスを選択できるよう、高齢者の尊厳の確保と権利擁護の視点に基づき各施策の推進を図ります。

基本目標2

健康づくりと介護予防の推進

- 第8期では 展開方向1に位置付け

生涯にわたって活力のある自分らしい生活を送れるよう、早い段階から市民自らが自身の高齢期の過ごし方などについて考え、自主的に健康づくりや介護予防に取り組む意識の醸成に努めるとともに、健康管理や健康増進、介護予防の取組を様々な関係機関が支えることで、市民の健康寿命の延伸を目指し、高齢期が健やかで生きがいのあるものとなるよう支援します。

特に、健康づくり・介護予防の推進により、要支援・要介護状態になることを防止するとともに、その状態の改善、重度化防止に取り組みます。

基本目標3

高齢者の状態やニーズに応じた生活支援サービスの充実

- 第8期では 展開方向2に位置付け

本市では、要支援・要介護状態になっても、在宅での生活を希望する高齢者が多いことから、高齢者の状態やニーズ等に応じた生活の支援につながるサービスの充実に努めます。

また、生活の基盤となる住まいについては、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した住宅の普及促進や必要な住宅改修の推進をはじめ、高齢者の身体状況の変化や多様なニーズに対応した住まいづくりの推進と施設・居住系サービスの充実に努めます。

【展開方向】…P.8に掲載

展開方向1

高齢者自らが介護予防に努めながら、積極的に地域とかがわれるよう支援します。

展開方向2

福祉サービスの充実と、地域の支え合いや相談支援の基盤づくりを進めます。

- 総合計画の2つの展開方向と合わせてはどうか考えます。
- 一方、展開方向2のボリュームが大きいいため、更に分割することも考えられます。

【基本目標】…P.8に掲載

基本目標1

高齢者の尊厳の確保と権利擁護

基本目標2

健康づくりと介護予防の推進

基本目標3

高齢者の状態やニーズに応じた生活支援サービスの充実

基本目標4

多様な専門機関や団体などによる支援体制の構築

基本目標5

助け合い、支え合いの推進

基本目標6

生きがいづくり、社会参加の促進

第7期計画

基本目標4

多様な専門機関や団体などによる支援体制の構築

☑ 第8期では 展開方向2に位置付け

高齢者の日常生活を支えるためには、多様な関係機関や団体がそれぞれに支援するだけでなく、幅広い連携と協働のもと、一体的に支援を提供することが重要です。

平成30年1月からは、各種相談や手続き等の保健福祉サービスの機能を集約し、一体的に提供する新たな保健福祉センターが市内2か所に開設されています。また、今後こうした取組に加え、さらなる高齢者の支援体制の充実に向けては、引き続き行政による福祉サービスの充実に取り組むとともに、民生児童委員、地域包括支援センター、訪問介護や居宅介護支援等の指定介護サービス事業者等の専門機関、病院・診療所等の医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、弁護士会等の職能団体及び市社会福祉協議会やNPO、ボランティア団体、企業等の多様な団体が連携、協働した総合的な支援体制の強化を図ります。

さらに、様々な支援が高齢者や家族にとってよりよい支援となるよう、相談機能の充実とともに高齢者支援に携わる様々な担い手や関係者が集まり、協議・検討を行える場を充実させることで、各種支援・サービスの質の向上に努めます。

また、社会福祉法人、企業、NPO等の取組が幅広く周知されるよう、積極的に情報の収集・発信に取り組むとともに、社会福祉法人の公益活動の充実を促進します。

基本目標5

助け合い、支え合いの推進

☑ 第8期では 展開方向1に位置付け

平成29年3月に、誰もがその人らしく安心して暮らせる地域福祉社会の実現を目指し、「第3期あまがさき地域福祉計画」を策定し、人づくり・参画と協働の地域づくり・暮らしを支える基盤づくりを目標に、地域の福祉力の向上に取り組んでいます。

とりわけ地域においては、団塊の世代が高齢期を迎え、要支援・要介護認定者や認知症の人など、支援を必要とする高齢者がますます増加し、加えて一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えることが見込まれています。また、社会経済環境が変化する中で、人々の暮らし方や働き方、価値観が多様化するとともに、地域社会における人と人とのつながりの希薄化が問題となっていることから、地域における見守りなどの支え合い活動等の地域の福祉力を高める取組を一層推進していく必要があります。

そのため、市民、地域団体、企業、NPO、事業者などの様々な担い手の自主的な活動の活性化を図るとともに、様々な世代が地域を支える担い手として参画することを促進し、地域における助け合いと支え合いの推進に努めます。

第8期計画

基本目標7

高齢者・介護者を支える介護保険サービスの充実と適切な運営

- ☑ 第7期計画では基本目標のくぐりは3ページにわたっていました。
- ☑ 第8期計画では視覚的に全貌が把握できるよう、1ページにおさめるのが良いのではないかと考えます。
- ☑ さらに、第8期計画期間中の具体的な取組（第7期における重点取組）についても記載してはどうかと考えます。

第7期計画

基本目標6

生きがいづくり、社会参加の促進

☑ 第8期では 展開方向1に位置付け

いくつになっても高齢者は、地域社会の主要な構成員であり、地域の担い手として自らの経験や能力を生かして活動することは、介護予防や生きがいづくりにつながり、活力ある地域社会をつくる上でも重要です。また、多くの高齢者が自立し、地域でいきいきと活躍している姿は、若い世代に対して高齢期を迎えても安心して活動的に暮らせるという意識の醸成につながります。

そのため、高齢者が地域コミュニティの形成や社会貢献活動、さらには地域福祉の推進において大きな役割を担えるよう、社会参加を促進するとともに、高齢者が生きがいを持ち、いきいきと活躍できる地域社会づくりに取り組みます。

基本目標7

高齢者・介護者を支える介護保険サービスの充実と適切な運営

☑ 第8期では 展開方向2に位置付け

高齢者の日常生活に必要な各種サービスが支援を必要とする人に適切に行き届くよう、また、よりよい社会保障制度として必要な介護保険サービスが安定的に提供できるよう環境整備を進める必要があります。特にサービス提供の体制づくりでは、必要な人材の確保・育成とともに、家族介護者が介護を理由に離職することがないように、介護をしながら働き続けられる環境づくりを整えることも重要な視点となります。

今後も、高齢者の日常生活に必要な支援はもとより、人生の最終段階においても自らの意思が尊重された介護が受けられるよう、また家族介護者の生活を支えることができるよう、各種介護保険サービスの確保と充実を図るとともに、市内事業所等と連携を図りながら、利用者の多様なニーズに対応した適切なサービス提供に努めます。

また、行政は保険者として、適切かつ安定的な介護保険事業の運営につながるよう、要支援・要介護認定や介護給付等の適正化に取り組みます。

第8期計画